

第2章 1 特別支援学級にかかる法令等

特別支援学級は、障がいのある児童生徒が、その障がいの特性や教育的ニーズに応じて、十分な教育が受けられるよう、少人数での学級編制、特別な教育課程の編成、教科用図書の利用等が認められた特別に編制された学級です。

(1) 特別支援学級の位置づけ

特別支援学級は、障がいのある児童生徒を対象とする学級であり、学校教育法第81条第2項には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる」と規定しています。

その対象として、以下のように示されています。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

「6 その他」としてはこれまで言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設けられてきています。

(2) 特別支援学級の教育課程

特別支援学級の教育課程は、学校教育法施行規則第138条において、以下のように示されています。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

原則的には、特別支援学級は小・中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成する必要があります。しかし、特別支援学級で学ぶ児童生徒の障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えるなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があります。（⇒第2章3 「特別支援学級の教育課程の基本」参照）

(3) 教科用図書の使用

学校教育法第21条第1項及び第40条の規定により、小学校及び中学校においては、採択地区で採択された検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないと定められています。これは、特別支援学校あるいは小・中学校の特別支援学級においても準用されています。

しかし、特別支援学校用の検定済教科書が発行されていないこと等の理由により、特別支援学校あるいは特別支援学級の児童生徒に対しては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代えて、これら以外の教科書を使用することができます。

検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合においても、初めに、検定済教科書で下学年用のもの、または文部科学省著作教科書ができる限り使用するという点から、十分に検討する必要があります。（学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条）

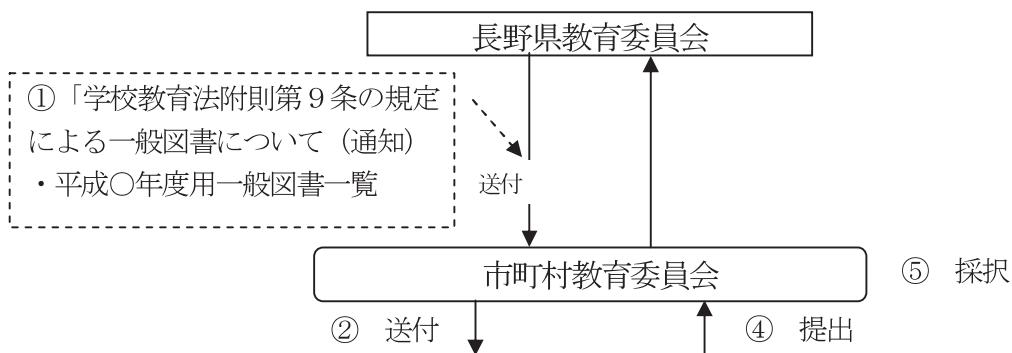
【教科用図書の採択】

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から該当学年のものを選定
- ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定
- ③ 文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から選定
(いわゆる☆本) →



- ④ ①～③までの中で適当なものがない場合
学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定

「附則第9条図書として、絵本等の一般図書を使用する場合の採択の流れ」



【小中学校特別支援学級】

- ③ 平成○年度用一般図書一覧の中から選定し、「希望図書一覧」の作成
・一般図書一覧に該当するものがない場合は、「リスト外図書採択希望届」の作成
※市町村（採択地区）によって提出する書類や手続きが異なる場合があるので、様式等を確認してください。

「附則第9条図書として、絵本等の一般図書を使用する場合の留意事項」

- (1) 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容であること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集は適切でないこと。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。
- (5) 価格については、あまり高価なものにならないこと。
- (6) 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

(4) 交流及び共同学習

交流及び共同学習については、障害者基本法第16条第3項において、

「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」
と規定されています。

これらを踏まえ、小中学校の学習指導要領（H20.3）及び高等学校・特別支援学校の学習指導要領（H21.3）において交流及び共同学習について明確に位置づけられました。

さらに、幼稚園教育要領（H20.3）には、「障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設ける」と表現され、特別支援学校学習指導要領等においては、計画的・組織的に実施する旨を明示し、その趣旨・目的として児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むこととされています。

このように、今後も、学習指導要領の規定も踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を、より一層積極的に設定していく必要があります。

また、小学校及び中学校の学習指導要領では、

「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」

（小学校学習指導要領第1章総則第4の2の（7）、中学校学習指導要領第1章総則第4の2の（8））

と規定しており、障がいのある児童生徒への効果的な指導を行うために、積極的に教職員間の連携を図る必要があります。

【コラム】 自閉症・情緒障害特別支援学級という名称はいつから使用されているのか

「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称は、『「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）』（平成21年2月3日付、20文科初第1167号）において位置づけられました。

<以下通知文>

「情緒障害者」を対象とする特別支援学級（以下、「情緒障害特別支援学級」とする。）については、学校教育法第81条第2項及び「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号、以下「291号通知」という。）により、対象とすべき障害の程度を定め、各学校において対象となる児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導が行われてきているところです。

自閉症等（自閉症及びアスペルガー症候群などのそれに類するもの、以下同じ。）を対象とする特別支援学級については、これまで、「主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきましたが、在籍者数などの実態を踏まえ、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称とし、以下のように取り扱うこととしました。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれましては、域内の市町村教育委員会、所管または所轄の学校及び学校法人等への周知にもご配慮ください。

記

1. 情绪障害特別支援学級における障害種の明確化

291号通知において、特別支援学級の対象としている「キ 情绪障害者」を、「キ 自閉症・情绪障害者」と改める。

第2章2 特別支援学級への就学にかかわって

就学相談は、単に就学先を決定することではありません。早期から、本人の教育的ニーズを丁寧に把握し、必要な支援について、保護者や本人と「合意形成」を図り、入級後もその時点で最も望ましい教育対応を検討するなど、一貫した息の長い取り組みです。

ここに、かつての「就学判定」「就学指導」の名称から「就学相談」に、さらに今回の学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月1日施行）に伴い示された「教育支援」に変わった趣旨があります。

（1）これから就学相談支援

ア 今後求められる就学相談

【従来】 就学先決定時のみ

- ・就学基準に該当するか否かを原則として、判断（決定）する。



【今後】 早期から就学後まで継続する就学相談

- ・障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、学校の状況等を踏まえた総合的な観点から必要な教育支援を検討する。
- ・早期から、本人・保護者に寄り添い、教育的ニーズと必要な支援の共通理解と合意形成を図る。
- ・一度決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、その時点で最も望ましい教育対応を検討する。
- ・早期からの関係者が連携し、子どもの育ちを中心に据えて、一貫した相談支援を行う「伴走者」のような役割。

イ 教育的ニーズと必要な支援についての合意形成

中教審「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告では「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」とあります。学校としては、この最も本質的な視点及び、以下のような視点から、本人の教育を第一に考える姿勢を保つことが必要です。

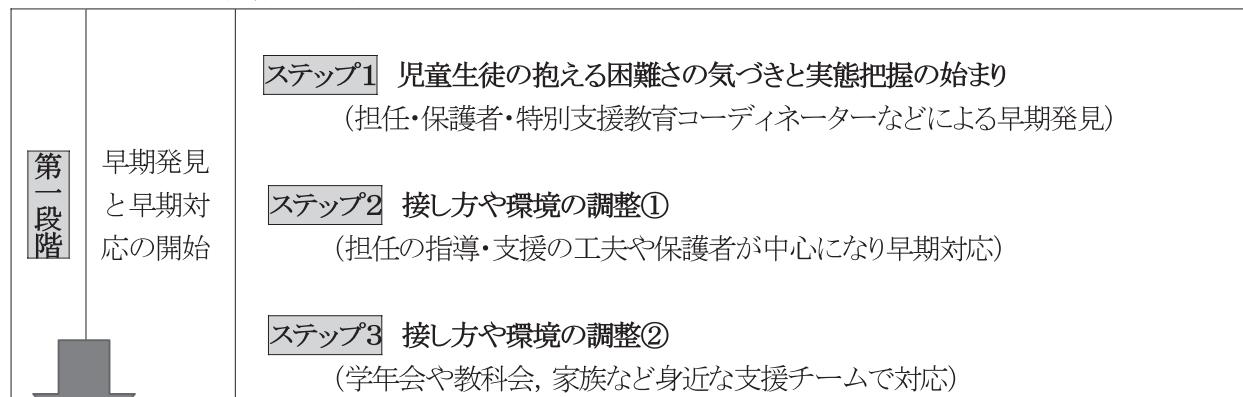
- 就学後の一貫した教育支援を行うため、「個別の指導計画」や必要に応じて「個別の教育支援計画」を保護者と共に作成し、共通理解と見直しを図りましょう。
- 保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順を共に検討し、共有することで、合意形成を図りましょう。
- 評価までの期間をあまり長くせず、期間を区切り、共に達成状況を評価しましょう。
- 児童生徒の育ちを共有し、本人にとって現在の学習環境が適しているかどうかを保護者と共に検討しましょう。

(2) 児童生徒の教育的ニーズに応じた校内就学相談

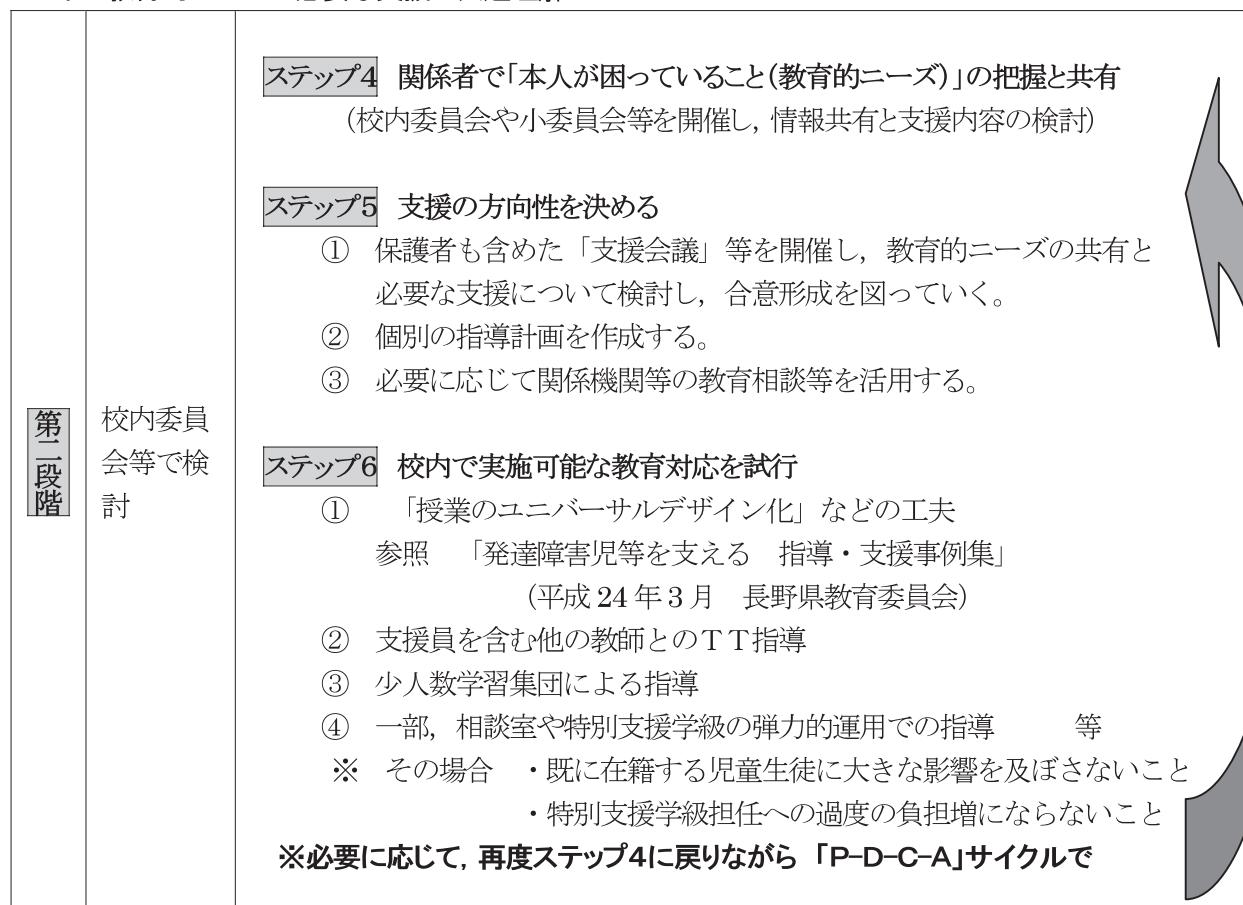
校内就学相談が、単に、特別支援学級に入級するか否かの検討のみの場とならないように、以下のような取り組みが大切です。

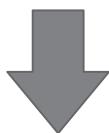
現在の学びの場での支援を整理し、児童生徒の丁寧な実態把握から、これまで行ってきた支援の整理、学級担任による指導・支援の方法、校内体制等を見返し評価することを十分に行なうことが大切です。その上で、特別な支援が必要だと判断される場合は、校内就学相談委員会等につなぎ、本人の教育的ニーズに応じた必要な支援について検討し、保護者・本人に十分な情報提供を行なながら合意形成を図り、総合的に判断を行なっていきます。

ア 気づきと早期対応の開始



イ 教育的ニーズと必要な支援の共通理解

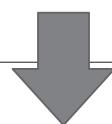




上記の取組を行った上で、さらに特別な支援が必要と判断される場合

ウ 本人の教育的ニーズと必要な支援を明確にした上で

第三段階	「校内就学相談委員会」で判断	《教育対応の例》
		<p>① 通常の学級で留意して指導 ② 通級による指導 ・他校（自校）の通級指導教室 ③ 特別支援学級へ入級 ④ 特別支援学校へ転学</p> <p>} ②, ③, ④の場合はさらに</p>



第四段階 「市町村就学相談委員会」に資料を提出し判断を仰ぐ

参考 適切な判断のための『資料』に必要だと考えられる事項

① 現在の状況と現在に至るまでの「事実」

i 障がいの状況 病院または医師名と診断年月も含め診断名がある場合は把握します。

＜就学基準等の確認＞

- ・「通級による指導」と「特別支援学級入級」を必要とする⇒「25 文科初第 756 号通知」
- ・「特別支援学校転学」を必要とする⇒「学校教育法施行令第 22 条の 3」

ii 家庭環境（養育環境）

iii 生育歴（療育相談歴も含め）

誕生から現在までの特記事項を記します。

iv 標準検査結果 検査名と実施年月は必ず

その子の認知特性を知りこれからの指導・支援に活かす資料とする姿勢が大切です。

v 指導要録の抜粋

② 学校生活の様子

・「～ができない」という記述から伝わる情報は意外に少ないものです。本人の抱える困難さ（教育的ニーズ）の立場から、必要な支援、有効な支援についての具体を記します。

例 “通常の教科書の文字の大きさでは文字を目で追うことが難しいので、文字を約 1.5 倍に拡大したプリントを使うと追うことができる。”

“学年集会や全校集会など狭い場所に子どもが大勢いる状況は、情緒不安定になるので、最後尾にいるようにすると落ち着いて参加することができる。”

③ 保護者の意見

④ 本人の意見

⑤ 校内就学相談委員会の意見

(3) 対象となる障がい種類及び障がいの程度

ア 小中学校特別支援学級対象者の障がいの種類及び程度

(平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号通知)

種類	障がいの程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱者及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患等の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 通級による指導対象者の障がいの種類及び程度 (同上 25 文科初第 756 号通知)

種類	障がいの程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 特別支援学校入学の場合 (学校教育法施行令 第22条の3)

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<p>一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病弱者	<p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>

一 視力検査は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

二 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

エ 自閉症・情緒障害特別支援学級の入級対象者

前記「第756号通知」で示されている通り、障がいの種類は、①「自閉症又はそれに類するもの」と、②「主として心理的な要因による選択性かん默等があるもの」です。後者の「等」には、心理的情緒的理由で通常の学級に入れないもの（ここには、いわゆる「怠学」などによる不登校は含まれません。）や、強度なチックなど神経性習癖により集団生活への適応が困難なものが含まれます。

また、その程度が、前者は、①「他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である」、後者は、②「社会生活への適応が困難である」と示されています。このことから、自閉症・情緒障害特別支援学級への入級には、意志疎通と対人関係形成や社会生活への適応力を高めることが主訴となります。

自閉症・情緒障害特別支援学級が個の状態に応じて教科指導を少人数で実施しているからといって、そのことを入級判断の第一目的にすることはできません。

第2章3 特別支援学級の教育課程の基本

特別支援学級は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則です。しかし、在籍する児童生徒の状態を考慮すると、小中学校の教育課程を適用することが適切でない場合があるため、特別の教育課程によることができると規定されています（学校教育法施行規則第138条）。

（1）特別の教育課程編成の手順

ア 実態把握

⇒ 障がいの状態や程度、特性の把握等

イ 指導内容の決定

⇒ 学習指導要領及び解説を参考に、指導内容を決めていく

ウ 授業時数の配当

⇒ 小学校又は、中学校に準ずるとともに、児童生徒の実態を考慮して決定

エ 時間割の作成

オ 「特別の教育課程編成届」の届け出

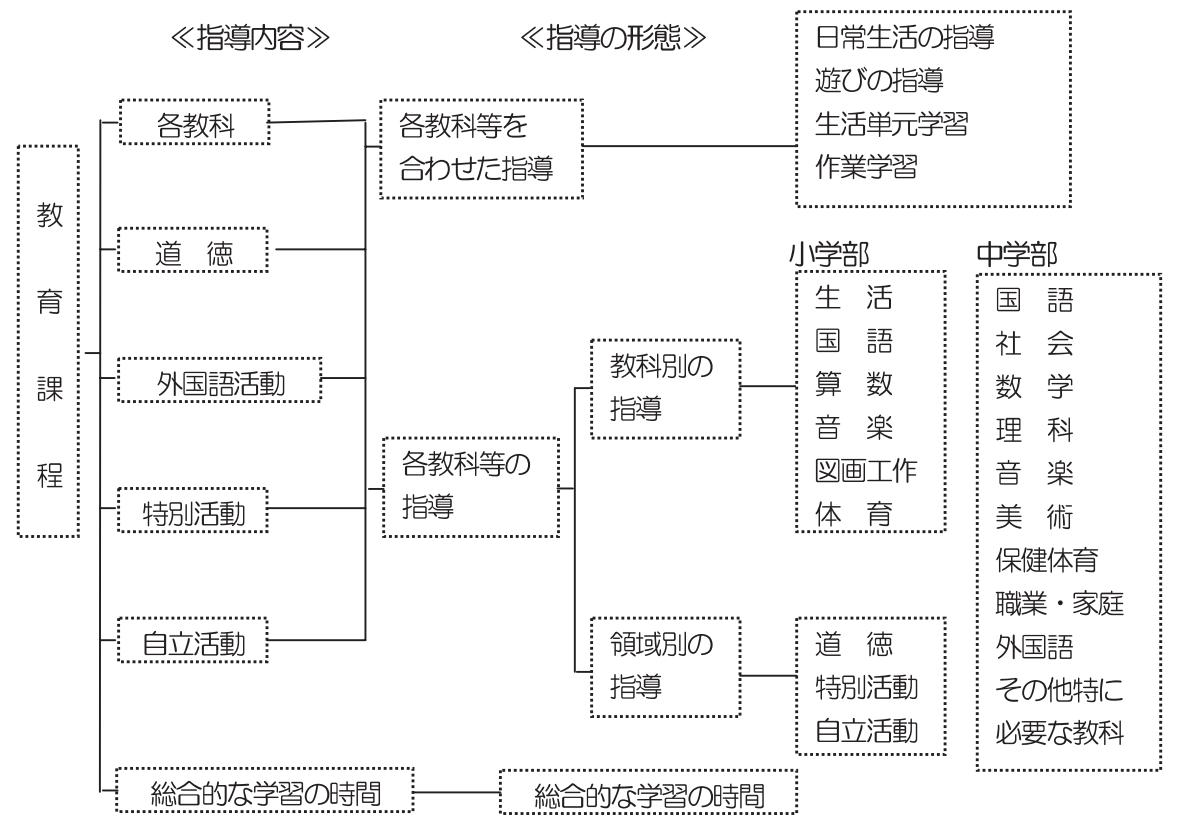
⇒ 各市町村の教育委員会に「特別の教育課程編成届」を提出

【特別の教育課程の例】

- ① 自立活動を取り入れる。
- ② 下学年の教科・内容に替える。
- ③ 知的障害特別支援学校の各教科等に替える（各教科等を合わせた指導の実施も可能となる）。

参考：「知的障害特別支援学校 各教科目標及び内容・具体的な内容（手引書共通連携編 p89～）

知的障害特別支援学校小学部・中学部の教育課程



* 小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間を扱わなくてもよい。

(2) 特別支援学級の教育課程の編成

知的障害特別支援学級

将来の生活を見据えて総合的な見地から、自立に向けた力を育むための学級
～対象となる障がい種～
…知的障がい



右欄の①や②の状態であっても、知的障がいを併せ有する場合は、知的障害特別支援学級を検討します。



自閉症・情緒障害特別支援学級

不適応状態の改善、コミュニケーションスキルの向上、自己肯定感の育成を図る学級
～対象となる障がい種～

- ① 自閉症又はそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- ② 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの



【教育課程】

- ① 各教科の内容
下学年や知的障害特別支援学校の各教科の目標及び内容に替えることができます。
適切な教科用図書を使用できます。
- ② 各教科等を合わせた指導
必要に応じて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部または一部を合わせて指導することができます。
- ③ 自立活動
学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を行います。自立活動の時間を特設する場合と、学校生活を通して行う場合があります。

【コラム】

「知障学級と自情障学級合同で生活単元学習をやってはいけないの？」
自情障学級は、知的に遅れがない児童生徒が学んでいることが前提であるため、知的障害特別支援学校の教育課程を導入する根拠がありません。したがって、合わせた指導を行うことの説明はできません。合同で学習する理由がある場合は、教育課程上の位置づけをはっきりさせた上で、その教科や領域に沿ったねらいを設定して、授業を構想することが大切です。



【教育課程】

- ❖ 原則として、小中学校の該当学年の教育課程の編成を基準とします。
- ① 各教科の内容
該当学年の各教科の目標及び内容を扱います。必要に応じて、下学年の各教科の目標及び内容に替えることができます。

Attention!

「必要に応じて、下学年の各教科の…」とありますが、単元構成、分野等は、あくまで該当学年に準ずることが原則です。
「小4の『分数の加法・減法』が難しいので、分数は扱わないで、小3の『整数の加法・減法』に置き換える」という意味ではありません。小4の分数が難しいときは、小3の「簡単な分数」「分けると何個だろう」といった内容に置き換えるという意味で、分数は扱わなくてはなりません。

- ② 自立活動

学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を行います。自立活動の時間を特設する場合と、学校生活を通して行う場合があります。

Attention!

自立活動の時数に、明確な規定はありません。しかし、自立活動の時間を特設すると、その授業時数の分だけ、その他の授業時数を削減することになります。時数のバランスを考えながら、教育課程を編成しましょう。